

## 北九州市基本計画分野別施策の本文（ ～ 抜粋）

### 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出

#### 1 子育て・教育日本一を実感できる環境づくり

##### 〔現状と課題〕

全国的に少子化が進行しており、本市においても昭和47年のピーク時に2万人弱あった出生数が平成15年には8千人台まで減少しています。

本市の子育て環境については、NPO法人の評価において、政令市1位（平成17年から平成19年）となる一方で、市民意識調査においては、「少子化対策の推進」、「学校教育の充実」が市政要望の上位（平成16年度から平成19年度）に入っています。市立小中学校の児童生徒の学力は全国平均を下回っており、特に基礎的・基本的な知識・技能の定着に比べ、それらを活用する力に課題があります。また、体力についても多くの種目で全国平均を下回っています。子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、子どもの可能性をひらく学校教育の充実は、多くの市民が望んでいるところであり、さらなる充実が求められています。また、教育の出発点といわれている家庭においては、子どもの基本的な生活習慣の乱れや親の自信喪失などの問題を抱えています。加えて、家庭の経済状況などが子どもの教育環境に影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

子どもの健全育成については、地域や関係機関が有害環境対策などに取り組み、平成19年のシンナー等乱用少年の検挙補導者数は、最近10年間のピークであった平成15年に比べ、約6分の1と大幅に減少しています。少年の非行を抑止するためには、家庭、地域、学校などが連携した取組みの一層の強化が必要です。

こうした課題に対応し、子育て・教育環境の充実を図ることは、多くの人や企業を引きつけるまちの魅力の向上につながります。

##### 〔取組みの方針〕

#### （1）安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

子どもの健全な育成に配慮しながら、保護者と子どもの両方の視点に立ち、子どもを持つことを望む人、子育て中の人々が直面する不安や悩み、負担感などに対応するため、次世代育成行動計画の後期計画の策定、実施などを通じて、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

#### （2）子どもの可能性をひらく学校教育の充実

人として大事な「思いやりの心」や「規範意識」などの豊かな心、確かな学力、体力に支えられた「生きる力」を身につけた子どもを育成するため、心の教育や子ども一人ひとりの可能性を引き出す教育など、北九州市の特性を活かした教育を提供するとともに、障害のある子どもへの適切な指導の充実を図ります。

#### （3）家庭・地域・企業の力を活かした教育環境の整備

学校だけでなく家庭、地域、企業が積極的に関与・参画し、本市が持つ人の力、まちの力をあげて、社会全体が子どもたちの健やかな成長を支える教育環境を整備します。

#### (4) 子どもの健やかな成長を支える仕組みの整備

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間性や社会性を育み、たくましく自立した人間として成長できる環境づくりを進めます。

### 〔主要施策〕

#### (1) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

##### 仕事と子育ての両立支援

働き方を見直し、男女が共に子育てしながら、働く喜びを感じられる社会を実現するため、市民・企業の理解を促進するとともに、企業の取組みが進展するよう総合的に支援します。

また、放課後児童クラブや保育サービスなど仕事と子育ての両立を支える社会的基盤の整備・充実を図ります。

##### 母子が健康に生活できる環境づくり

母子健康診査や食育などの母子保健事業、周産期や小児救急の医療体制、乳幼児医療費支給制度の充実など、妊娠・出産・子育てを通じて、母子が健康に生活できるよう支援します。

##### 子育ての不安や悩みを軽減する環境づくり

市民センターや児童館、保育所、親子ふれあいルーム、子育てふれあい交流プラザ等で行う子育て支援活動などにより、子育てに対する不安や悩みの軽減を図ります。

##### 特別な支援を要する子育て家庭への対応

ひとり親家庭に対する支援、社会的養育が必要な子どもや障害がある子どもの成長と自立の支援、児童虐待の防止など、特別な支援を要する子どもや家庭に対し、適切な対応を図ります。

##### 地域などと行政の連携・協働による子育て支援の推進

働き方の見直しや子育て支援などについて、地域やNPO、企業などと行政が連携・協働して取り組むことにより、市民が一体となって子育てを支援するまちづくりを推進します。

#### (2) 子どもの可能性をひらく学校教育の充実

##### 幼児教育の充実

子どもの健やかな成長における幼児教育の重要性が高まるなか、保育所・幼稚園から小学校への円滑な移行などを目的とした幼保小の連携、保健・医療・福祉などと連携した特別支援教育の充実、基本的生活習慣の定着や食育の推進等における家庭や地域との連携の強化など、幼児教育の今日的課題の解決に取り組みます。

また、公立・私立の幼稚園合同の教員研修等を通じた幼稚園教員の資質向上に努めるなど、全市的な幼児教育のレベルアップに取り組みます。

##### 確かな学力と体力を向上させる教育の充実

食育の推進等を通じた基本的生活習慣の向上、家庭学習の定着に加え、35人以下学級(小学校1、2年生、中学校1年生)の実施、少人数・習熟度別指導や言葉の力を高める取組みの継続などにより、基礎的な知識・技能の定着を図り、それらを活用する力を育むとともに、健やかな成長とたくましく生きるための健康づくりや楽しく運動に取り組む習慣づくりなどにより体力向上を推進します。

##### 心の教育の推進

心の教育を重視し、道徳教育の推進を図るとともに、家庭でのしつけ、学校や地域などでの体験を通じて、自尊心や他人を思いやる心を醸成し、豊かな人間性や社会性の育成に取り組みます。

### 北九州市の特性を活かした教育の充実

北九州市の特性・財産（地域や企業など）を活かした環境教育やものづくり教育、アジアとの交流の拡充を図ります。また、各学校においては地域の特性や学校の実情に応じた特色ある学校づくりを進めます。

### 子どもの特性を伸ばす教育の充実

子どもたちが目的意識を持ち、学校が楽しいと思えるよう、学校外の人材を活用したさまざまな教育活動や部活動の指導・強化、キャリア教育、小中一貫的教育の検討など、子どもの持つ可能性を引き出すことができる教育の充実を図ります。

### 特別支援教育の充実

特別支援教育推進プランにのっとり、特別支援教育コーディネーター等の人材の確保と専門性の向上、就学前からの情報の引継ぎなどにより、障害のある子どもたちの自立や社会参加を支援します。あわせて、さまざまな人々がいきいきと活躍できる共生社会の実現をめざします。

### 教員の資質の向上

教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境を整えるとともに、教科等の指導や生徒指導、学級経営などにおいて高い資質・能力を備えた優秀な教員を確保するための仕組みを検討します。また、授業力の優れた教員を「(仮称)マイスター教員」として認定し、他の教員への指導に活かすことなどによって、教員全体の指導力の向上を図ります。

### 教育環境の充実

子どもたちが学校生活を安全かつ安心して過ごせるよう学校施設の耐震補強や明るく清潔なトイレへの改修などを進めます。また、学校図書館の充実、ITを活用した教育環境の整備などに取り組みます。

## (3) 家庭・地域・企業の力を活かした教育環境の整備

### 学校の力の発揮

学校が持つ教育の力を最大限発揮できる仕組みをつくるため、学校施設を地域に開放するとともに、学校の情報を地域へ積極的に発信することや地域の情報を収集することで学校と地域の情報共有を進め、保護者や地域が当事者意識を持って学校行事や課題解決に参画する協力体制をつくります。

### 家庭教育の充実

教育の出発点は家庭であるという自覚のもと、学校、家庭、地域が連携し、基本的な生活習慣や家庭学習の定着、自制心や自立心などの基礎を育むことができるよう、子育てサポーターなどの地域の協力を得ながら家庭の教育力の向上を図ります。

### 地域全体が教育を支える社会の実現

本市が誇る学校教育ボランティア制度であるスクールヘルパーについて、団塊の世代などの地域の新たな層への働きかけとともに、教育活動における支援を強めるなど充実を図ります。また、企業やNPO、地域団体とも連携し、優れた見識や技術を持つ学校外の人材、ノウハウを活かした特色ある教育活動、部活動の振興などに取り組み、みんなが支え、みんなが誇れる学校づくりを進めます。

あわせて、家庭や地域が積極的に子どもの教育に取り組むことができるよう、企業の理解と協力のもと、社会全体で仕事と生活の調和の推進に取り組みます。

( 4 ) 子どもの健やかな成長を支える仕組みの整備  
非行などから子どもを守る環境づくり

インターネットや携帯電話などの情報メディアを利用した犯罪や薬物等の乱用などから子どもたちを守るため、少年サポートチームによる支援や少年補導委員による補導活動、保護者や市民に対する啓発などを行うとともに、関係機関との連携を通じた「問題を抱える青少年の立ち直り」を進め、社会全体で子どもを見守り、子どもを健やかに育む環境づくりを進めます。

いじめや不登校などの問題を抱えた子どもへの支援

スクールカウンセラーや学校支援のための市費講師の配置などにより、校内での相談体制、指導体制の充実を図るとともに、学校支援ラインや学校支援チームによる学校への指導助言、スクールソーシャルワーカーによる保護者や関係機関への働きかけなどを通じ、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決を図ります。

奉仕・体験活動の推進

ボランティア体験をはじめとした社会体験活動や子ども会を中心とした地域活動など、多様な豊富な体験活動の機会と場を積極的に提供し、子どもたちの生きる力を育てます。

## 2 アジアをリードする頭脳拠点の形成

### 〔現状と課題〕

本市は、工業都市として培った産業技術と、北九州学術研究都市の教育・研究開発機能を結びつけることにより、次世代を担う新たな産業の創出や、既存の地域産業の高度化をめざし、理工系の大学・研究機関や研究開発型企業の集積を図ってきました。

市内には北九州学術研究都市以外にも、工学関連、医療・福祉関連の学部・大学院などが集積しており、多様な人材を輩出してきました。

今後、本市が経済成長の著しいアジアの中核的な産業都市として持続的な発展・成長を実現するためには、北九州学術研究都市をはじめとした大学などの知的基盤を拡充し、新産業の創出や地域企業の技術の高度化につながる研究開発機能を強化することが不可欠です。

このような知的基盤などを活用し、成長産業を支える人材やアジアの問題解決を担う人材など、産業の高度化を支える人材を創出していくことが求められています。

また、ものづくりの現場を支えてきた熟練技能者の退職などに備え、本市の重要な資源である技術やノウハウを次代に継承していくことも必要です。

### 〔取組みの方針〕

#### (1) 国際水準の知的基盤の強化

北九州学術研究都市や地域の大学などにおける研究開発機能・人材育成機能を強化し、アジアの技術革新をリードする知的基盤の実現をめざします。

#### (2) 産業を支える人材の創出

北九州学術研究都市における大学間連携の強化や海外大学などとの広域的な連携を展開し、企業ニーズに対応した教育を推進して、地域からアジアまで、産業の高度化を幅広く支える特色ある人材の育成を図ります。

#### (3) 技術・技能の継承

本市のものづくり産業の歴史を支え、これまで企業で培われてきた高度な技術やノウハウを継承するため、技術・技能継承に対する支援を行うとともに、若い世代への技術・技能伝承活動を支援します。

## 〔主要施策〕

### (1) 国際水準の知的基盤の強化

#### 北九州学術研究都市の機能の充実

最先端の教育研究を行う大学・研究機関の充実・強化を図るとともに、成長産業の育成や地域企業の技術力の強化のため、企業ニーズに応える技術の創出・提供や研究成果の事業化・製品化をサポートする仕組みを構築し、イノベーション機能の充実を図ります。

#### 大学などの教育研究機能の充実

多様な分野の高度人材を育成する機能や、次世代を支える技術の研究・開発機能を充実させるため、既存の大学の高度化・活性化や新たな大学等の誘致などを図ります。また、地域の中核的役割を担うことができる高度なマネジメント能力を備えたリーダーを養成するため、北九州市立大学ビジネススクールなどにおける教育研究を促進します。

#### 最先端の研究開発を担う人材の確保・育成

国際水準の教育研究機能の実現のため、世界レベルの研究をリードする有為な人材の確保と育成を図ります。

#### シンクタンクを活用した調査・研究機能の強化

国際東アジア研究センターや北九州市立大学都市政策研究所などの市内の研究機関が連携し、それぞれの特性を活かして総合的な力を高める取組みを進めます。

### (2) 産業を支える人材の創出

#### 成長産業を支える高度人材の育成

北九州学術研究都市内の大学の連携を強化し、産業界のニーズに対応した教育を推進することによる実践的な人材育成や、大学の重点的な取組みを支援し、国際水準で特色のある教育・研究を促進します。

#### 地域企業の中核となる人材の育成

地域企業の技術の高度化に向け、製造の中核となる企業人の教育の充実や新規学卒者の地元就職を支援します。

#### アジアなどとの架け橋となる人材の育成

アジア諸国が抱える環境問題などを解決できる環境技術に関する人材の育成に向けた教育を充実するとともに、優秀な留学生の確保を図り、日本とアジアなどとの架け橋となりうるグローバルな人材を育成します。

### (3) 技術・技能の継承

#### 中小企業の後継者育成の支援

本市の経済を支え、産業競争力の源泉である技術・技能の伝承や創造の役割を担う、中小企業の後継者の育成、事業承継を支援します。

#### 技術・技能を継承する人材の育成

「北九州マイスター事業」や「北九州技の達人事業」などを通じて、本市の産業を支える優れた技術者・技能者を表彰するとともに、卓越した技能継承や、本市に蓄積された産業技術の継承と人材育成に取り組めます。

### 3 まちづくりを支える人材の育成

#### 〔現状と課題〕

防犯・防災や環境、教育、福祉など、地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、これらの課題は個人や行政だけで解決するには限界があります。住民同士が支え合い、課題の解決に向けて取り組むことがますます重要になっています。

本市では、小学校区単位を基本に活動拠点として市民センターを整備するとともに、活動主体としてまちづくり協議会の設置を促進し、住民主体のまちづくりを進めてきました。

その一方で、核家族化、価値観の多様化、住環境の変化などにより、地域の連帯意識が希薄になっています。地域住民の支え合いの組織として長い歴史と実績を持つ自治会・町内会の加入率は低下傾向にあるなか、構成員の高齢化も進み、地域活動に携わる人材の不足が懸念されています。また、市民センターを中心とした生涯学習を通じた人材育成も十分に機能しているとはいえない面もあり、将来的には地域活動を担う人材の不足が危惧されています。

行政は意欲や能力に応じた学習機会の提供などを通じて地域人材の育成に努め、住民主体のまちづくりを支えていくことが必要です。

また、まちづくりにとって、地域の環境保全活動は重要であることから、そのけん引役となる人材や専門的かつ実践的な知見を身につけた人材の育成が求められています。

#### 〔取組みの方針〕

##### (1) 市民がいきいきと学び合える環境の整備

市民センターや教育施設などを活用しながら、一人ひとりが生きがいや自己実現を実感できるよう、生涯学習を推進します。

##### (2) 地域活動を推進する人材の育成

住民主体の地域活動を促進するため、生涯学習などによる地域リーダーの育成、市民活動への支援などによるボランティアの育成を図ります。

また、人材の育成にあたっては、団塊の世代を中心としたこれから高齢期を迎える市民や、女性の活用を図るとともに、働き盛りの世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

##### (3) 優れた環境人材の育成

持続可能な開発のための教育(E S D)を推進し、学校、家庭、地域などのさまざまな機会・場での環境教育・環境学習の充実を図り、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の環境意識を高めます。また、地域における環境活動のけん引役となる人材、さらには、専門的かつ実践的な知見を身につけた人材が数多く育成され、国内外へ輩出されるまちをめざします。

## 〔主要施策〕

### (1) 市民がいきいきと学び合える環境の整備

#### 多様な学習機会や学習情報、学びの場の提供

生涯学習市民講座の実施や生涯学習推進コーディネーターの配置など、市民が気軽に学びを継続するための学習機会や学習情報を提供するとともに、図書館の充実など、社会教育施設の整備・充実に努めます。

#### 教育関係施設の連携による人材育成

複数の既存施設を一体的に活用し、テーマごとの施設横断的な学習プログラムに基づく総合的な学習機会を提供します。

### (2) 地域活動を推進する人材の育成

#### 地域活動をリードする人材の育成

市民センターを中心とした生涯学習活動を通じて、市民が意欲や能力に応じて学んだ成果を活かすことができる仕組みづくりを進めます。

#### 地域を支えるボランティアの育成

地域人材バンクの構築などにより、ボランティアに関する情報提供、市民活動への支援などを実施し、ボランティアの育成を図ります。

#### 団塊の世代の活用

社会貢献型の人材バンクなどとの連携を図り、団塊の世代を中心とした市民の知識や技術、経験、人脈を地域で活用できる仕組みづくりを推進します。

### (3) 優れた環境人材の育成

#### 低炭素社会総合学習システムの構築

環境ミュージアムやエコタウンセンターなどの充実した環境学習施設や産業、歴史、文化などの多くの素材に、北九州次世代エネルギーパークなどを加え、学習拠点からフィールドまで、さらには一般知識から専門知識まで、年齢層のすべてをカバーする日本一の低炭素社会総合学習システムを構築します。

#### 環境人材のスキルアップと活用

地域コミュニティにおける環境学習や環境活動を推進・支援する環境リーダーの育成を図るとともに、環境人材データを集積し、環境人材の育成と活用をつなぐ仕組みの整備を進めます。

また、北九州学術研究都市の大学・研究機関や北九州国際技術協力協会（KITA）などを活用し、低炭素社会が求める技術、システム体制、人材の育成の強化を図ります。



# きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現

## 1 信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり

### 〔現状と課題〕

安全で安心して暮らすことができる社会は、日常生活の最も基本的な要素として、誰もが望むことです。

本市では、超高齢・少子化が進展するなか、高齢の独居世帯が急増するとともに、自治会・町内会や子ども会などの地域組織への加入率も低下しているため、市民と行政との協働を進め、より多様できめ細かな地域での支え合いのネットワークを構築することが強く求められています。さらに、安心して必要な保健福祉サービスを受けられる体制づくりが必要となります。

また、高い高齢化率の影響などもあり、市内における火災や救急件数の増加が懸念されています。安全・安心な地域社会の実現のためには、地域住民、企業、行政などが一体となってこれらの課題に取り組んでいく必要があります。

今後は、暴力団対策を推進するとともに、食品による健康被害や感染症の増加、産科医の不足や救急医療体制への不安などに対応するため、より強固な安全・安心のネットワークを構築していくことも不可欠です。

本市は、自然災害の被害が少ない地域ですが、地球規模での異常気象や自然災害の発生の可能性を考えれば、防災能力を高めていくことも望まれます。

### 〔取組みの方針〕

#### (1) 支え合いのネットワークの充実・強化

保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域・企業と行政が一体となって、すべてのいのちを大切にするという強い信念のもと、支援が必要な人を地域全体で支え合うネットワークを充実・強化します。

#### (2) 医療・衛生管理体制の充実

市民にとって安全で安心できる医療体制を充実させるとともに、食の安全性の確保や新たな感染症などによる健康被害への対応能力の向上を図ります。

#### (3) 犯罪のないまちづくり

市民と行政が一体となり、地域における防犯対策の推進と防犯体制の強化を図るとともに、暴力団の壊滅に向けた取組みを行います。

#### (4) 災害などに強いまちづくり

市民の生命、身体及び財産を災害などから守るという観点に立ち、消防力や治山・治水力の充実・強化、震災・高潮防災対策などを進めるとともに、地域全体で防災力を高める取組みを行います。

## 〔主要施策〕

### (1) 支え合いのネットワークの充実・強化

#### 地域で安心して暮らせる仕組みづくり

「いのちをつなぐネットワーク」など、一人ひとりが互いのいのちを大切にする地域での支え合いのネットワークを充実・強化するとともに、最後のセーフティネットとして、適正な生活保護の実施により、市民の生活の保障と自立支援に取り組みます。また、保健福祉サービスに関する利用者などからの苦情に対し、公正・中立な「保健福祉オンブズパーソン」による面談・審理などを通じ、簡易迅速な解決に取り組みます。

#### 市民の消費生活の安定と向上

多重債務や悪質商法をはじめ、消費生活上のさまざまな問題について、高齢者や若者への啓発運動を進めるとともに、多重債務者に対する法律無料相談の実施など、法的専門機関などと連携した相談機能の強化を図ります。

#### 子育て・高齢世帯などが混在するコミュニティづくり

居住者相互のコミュニティ活動などの互助的な生活支援を確保するため、市営住宅等の公的賃貸住宅と福祉施設の一体的整備や特定優良賃貸住宅と高齢者向け優良賃貸住宅の合築など、多様な住宅の一体的な整備などにより、多世代共生の住まいづくりを推進します。

#### 居住支援の充実

良質な住宅を確保することが困難な人たちが安心して暮らせるよう、公的住宅や民間活力を活用した住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

### (2) 医療・衛生管理体制の充実

#### 医療・救急体制の充実

周産期・小児医療、リハビリテーションなどの充実や救急医療体制の維持を図るとともに、市民・消防・医療などの機能的な連携を進め、市民が安心して安全な医療が受けられる体制を確保・充実させます。

#### 健康危機管理体制の充実

新型インフルエンザなどの感染症や光化学オキシダントなどの環境汚染物質による市民の健康被害の拡大防止のため、検査・研究機能の充実・強化を図るなど、迅速かつ的確に対応できる体制を充実させます。

#### 食の安全・安心の確保

食品による健康被害を防止し、被害拡大を防ぐため、食の安全・安心に関する市民への情報提供に努めるとともに、食品による健康被害が発生した場合、迅速かつ的確な原因究明を行い、食の安全・安心を確保します。

### (3) 犯罪のないまちづくり

#### 防犯活動の強化

市民の防犯意識を高め、生活安全パトロール隊などの市民による自主的な防犯活動の強化を図るとともに、通学路での児童・生徒の安全確保などに取り組み、安全・安心なまちの実現をめざします。

## 暴力団対策の推進

市民、企業の暴力追放意識の高揚と暴力団排除活動の促進を図るとともに、警察などの関係機関と一体となって、暴力団の壊滅に向けた取組みを強力に推進します。

## (4) 災害などに強いまちづくり

### 危機管理対応能力の向上

災害などに対する危機管理に関して、事前の備えを充実させるとともに、初期及び総合的な対応能力の向上を図ります。

### 総合的な消防防災体制の構築

都市構造の変化に対応した消防署所の適正配置や機能強化を進めるとともに、地域コミュニティを中心とした市民による防災組織の強化を図り、総合的な消防防災体制を構築します。また、災害時の要援護者に対する支援体制づくりを推進します。

### 総合的な災害対策の推進

土砂崩れなどによる被害対策として道路施設等の災害防除工事などを進めるとともに、頻発する局地的豪雨などによる浸水被害対策として河川の改修や公共下水道の整備などを進めます。また、高潮や高波による浸水被害対策として海岸保全施設などの整備を進めます。

### 公共施設などの耐震化の推進

大規模な地震などに備え、災害時の地域住民の避難所にもなる学校施設などの公共施設の耐震化を推進します。また、災害時に緊急物資などを輸送するための耐震岸壁、道路・橋梁の整備や水道・下水道の耐震化を進めます。

## 2 誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくり

### 〔現状と課題〕

高齢者や障害のある人などすべての市民が安心してその人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりは市民の共通の願いです。

本市は、高齢化率が政令市で最も高く、今後、いかに保健・医療・福祉サービスの量を確保し、その質を向上させていくかが大きな課題となります。

一方で、介護を必要としない高齢者も多く、その人たちがいつまでも住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活を送ることができるよう介護予防に取り組むとともに、生きがいを見出し、生涯を通じて能力を発揮していくための環境づくりを推進することも必要です。

また、障害のある人の自立した生活の実現のためには、生涯を通じた支援体制の整備や地域での自立支援体制の充実に加え、障害の状態・程度に応じた支援の仕組みづくりや、社会参加の促進などが不可欠となります。

さらに、健康で元気なまちづくりを進めるため、健康づくりを支援する仕組みを構築し、健康づくりのための活動を充実させていく必要があります。

### 〔取組みの方針〕

#### (1) 高齢者の支援

高齢者が生きがいを持ち生涯現役でいきいきと活躍できる環境づくりを進めるとともに、たとえ介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活を継続していくために必要な保健・医療・福祉サービスを提供し、地域のネットワーク体制を構築します。

#### (2) 障害のある人の自立支援

障害のある人に対する理解を深め、生涯を通じた支援体制を構築するとともに、地域における自立した生活のための支援体制を充実し、学び、働き、活動する環境を整備します。

#### (3) 健康づくり

生涯を通じて市民一人ひとりが健康でいきいきと心豊かに暮らすことができるようになるため、各ライフステージに応じた健康づくりの仕組みを構築し、関係機関とも連携を図りながら、市民が主役となる健康づくりを推進します。

また、健全な食生活を営むことで身体を培って豊かな人間性を育み、心身ともに健康で楽しく長生きできるよう、食育及び歯と口の健康づくりを推進します。

### 〔主要施策〕

#### (1) 高齢者の支援

##### 生涯現役型社会の環境づくりの推進

高齢者が、生涯にわたり現役で経済活動や社会貢献活動の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。また、高齢者自身が高齢社会を支える貴重なマンパワーの一員であることの意識の醸成を図るとともに、学びの場の充実を進めます。

##### 総合的な地域ケアの充実

地域包括支援センターなどを拠点に、市民や保健・医療・福祉関係者と行政が一体となって、支援が必要な高齢者を地域全体で支える総合的な地域ケアの充実を図ります。

## 住み慣れた地域での生活支援

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、「いきいき安心訪問」や「緊急通報システム」などによる生活の支援、訪問介護や通所介護などの介護保険サービスや在宅福祉サービスの充実、さらにかかりつけ医の定着を図ります。

## (2) 障害のある人の自立支援

### 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人の自立した生活のため、障害者地域生活支援センター等での相談機能の充実や重度心身障害児等の障害のある子どもへの支援など、生涯を通じた相談・支援体制や総合的なサービスの整備を進めます。

### 地域で自立して生活できる基盤整備

障害のある人が地域の中で生活を送るための住まいの整備や、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点とした就労支援等の能力活用の場の整備などに取り組むとともに、地域住民、企業、行政などの協働により、地域での生活を支援するための仕組みづくりを行います。

### 社会参加の促進

誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催や芸術・文化・レクリエーション活動などを推進するとともに、障害のある人の当事者活動やNPO・ボランティア活動等の支援の充実を図るなど、障害のある人の社会参加を促進します。

## (3) 健康づくり

### 市民主体の健康づくりの推進

市民センターを拠点とした健康づくりの仕組みを構築し、市民主体の健康づくり活動の充実を図ります。

### こころの健康づくりの推進

自殺対策などを推進するため、うつ病等に関する知識の普及を図るとともに、メンタルヘルスケアに関する取組みを行うなど、市民のこころの健康づくりを進めます。

### 生活習慣病・がんの予防の推進

市民の健康づくりを支援するための健康診査、健康教育、健康相談やメタボリックシンドローム対策としての特定健診などの強化・充実を図るとともに、健康診査の重要性の普及啓発を行い、生活習慣病・がんの予防を推進します。さらに、特定健診受診の結果、生活習慣の改善が必要な市民に対して支援を行い、健康づくり事業や介護予防事業を活用しながら糖尿病等の生活習慣病の予防と慢性腎臓病（CKD）対策などを進めます。

### 介護予防の推進

高齢者が介護を必要とする状態になることを予防するとともに、たとえ介護が必要な状態となってもそれ以上悪化しないよう、運動や栄養改善・口腔機能向上などの各種介護予防事業を実施します。あわせて、介護予防の重要性の普及啓発を行います。

### 食育及び歯と口の健康づくりの推進

市民一人ひとりが、心身ともに健康で暮らすことができるよう、健全な食生活を実践する重要性や知識・技術などについて、各関係機関と連携しながら普及啓発を行います。また、妊婦、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

### 3 すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり

#### 〔現状と課題〕

本市に暮らし、学び、働き、集うすべての市民が人権を尊重される社会の実現は、市民一人ひとりにとっての最も大きな課題です。

その課題の解決に向けては、同和問題や歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題など、あらゆる人権に関する問題への正しい理解を深め、社会全体で取り組むことが大切です。

また、男女の平等を定着させるためには、社会制度や慣行の見直し、意識改革・教育の充実に努め、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。

今後は、男女が共に子育てや介護などの家庭責任を果たしながら、仕事や地域活動にも参画していく環境整備が強く求められています。

本市の認知症高齢者の数や児童虐待・不登校などの相談件数は年々増加しており、高齢者や子どもの人権を守る仕組みづくりを進めることが必要です。

さらに、アジア等からの留学生やビジネスによる来訪者など、外国人市民の増加が予想されるため、今後は国籍にかかわらず互いに認め合い、理解し合うことが重要になります。

また、すべての市民がかけがえのない平和の意義を理解し、尊重する社会をめざしていかなければなりません。

#### 〔取組みの方針〕

##### (1) 人権の尊重

すべての市民の人権の尊重に向けて、市民一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重することが当たり前の行動として自然に現すことができるまちをめざし、「人権文化のまちづくり」を推進します。

##### (2) 男女共同参画社会の形成

性別による人権侵害がない社会を基本にして、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会を拡充していきます。

##### (3) 多文化共生の推進

あらゆる市民が国籍を越えて互いの文化を認め合い、対等な立場で相互理解を深める関係を築きながら、地域の構成員として共に生きていくことのできる社会をめざします。

##### (4) 平和への取組みの推進

市民に平和の尊さを理解してもらうとともに、これを後世に伝えていくことに努めます。また、都市間・市民レベルでの国際協力や国際交流活動の充実を図り、平和への貢献につなげていきます。

#### 〔主要施策〕

##### (1) 人権の尊重

###### すべての市民の人権の尊重

すべての市民の人権が尊重されるよう、「人権の約束事運動」を市民運動として進めるとともに、人権教育・人権啓発を推進し、同和問題や外国人などあらゆる人権に関する問題への正しい理解を深め、その解決に向けて取り組みます。

### 高齢者の人権の尊重

「市民後見人」の養成などにより、判断能力の衰えた高齢者などが成年後見制度を必要に応じて活用できる環境を整備するとともに、認知症に対する啓発運動の推進や見守り体制の構築を図ります。

### 障害のある人の人権の尊重

障害のある人や障害に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活ができるよう市民啓発に努めるとともに、成年後見制度の利用促進や相談体制の充実を図ります。

### 子どもの人権の尊重

「子どもの権利条約」などに示されている子どもの基本的人権を尊重し、児童虐待やいじめなどの発生予防と早期発見・早期対応を推進するとともに、地域での見守り体制の構築と関連施設や相談体制の充実・強化を図ります。

## (2) 男女共同参画社会の形成

### 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市における女性職員の積極的な登用や、市の附属機関及び市政運営上の会合の委員や地域活動における意思決定の場への女性の参画の拡充を図るとともに、企業における女性管理職などへの登用の取組みに対する支援を充実させます。

### ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てや介護と仕事の両立の実現に向けた環境の整備を進めるため、市職員の意識改革をはじめ、企業や市民に対して、仕事と生活の調和に関する広報・啓発を進めます。

### 性別による人権侵害行為の根絶

配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントなどの根絶に関する広報・啓発を進めるとともに、人権侵害行為に対する相談体制を整備します。

## (3) 多文化共生の推進

### 多文化共生社会の実現に向けた体制の構築

地域の実情に応じた多文化共生指針の策定などによって、国籍や民族が異なり、多様な文化的な背景を持つ人々が、地域で共に生きていくための仕組みづくりを進めます。

### 外国人市民の生活環境の充実

多言語による生活情報や日本語教室の充実を図るとともに、外国人市民への相談体制の強化や交流事業を推進します。

### 市民の国際理解の促進

市民レベルでの国際交流や多文化共生に関する啓発事業を推進し、市民の国際理解を深めます。

## (4) 平和への取組みの推進

### 平和の尊さへの理解の促進

市民に身近で、具体的な取組みを通じて、すべての市民が平和の尊さを理解し、共有していくことをめざすとともに、平和に関する教育の推進に取り組みます。

### 国際協力・交流の推進

都市間・市民レベルでのさまざまな国際協力・国際交流活動の充実を図り、アジアの諸都市の発展に寄与するとともに、相互理解を深めることによって、国際平和に貢献します。

# 暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興

## 1 快適に暮らせる身近な生活空間づくり

### 〔現状と課題〕

ライフスタイルや価値観が多様化するなか、高齢者や障害のある人、外国人も含め、誰もが安心して、快適に暮らせるまちづくりをユニバーサルデザインの観点から進めることが大切です。

住まいの質を高めるため、市外からも転居者を誘引する魅力ある居住空間をつくとともに、斜面地に居住する高齢者などが安全で快適に生活できる環境づくりについて検討していくことも必要です。

本市では、都市公園などの生活関連施設の数、他都市に比べても充実しているものの、質や使いやすさという視点からみると課題も多くあります。また、長い海岸線に恵まれています。その大半は物流や民間企業の活動の場として利用されており、市民が身近に利用できる海岸線は多くありません。質の高い生活環境を創出するためには、水や緑にふれることができる身近な空間や「街なか」をつくり、市民のモラル・マナーの向上を図る必要があります。

情報通信技術の進歩により、より便利な生活を享受できるようになると予想されますが、情報通信機器をうまく使いこなせない高齢者などにどのように対応していくかという課題があります。また、行政サービスをいつでもどこでも誰でも利用できる情報システムの整備が必要です。

### 〔取組みの方針〕

#### (1) 彩りのあるまちづくり

年齢や性別、障害の有無、国籍にかかわらず誰もが快適に、地域に愛着を持って生活できる質の高い住環境づくりを、幅広い市民の参画により進めます。

#### (2) うるおいのある空間づくり

市民が日常的に憩い、活動し、交流する公園を整備し、花と緑があふれる空間づくりを進めるとともに、風格のある都市景観づくり、水際線づくりや農山村風景づくりなどを進め、暮らしにうるおいを与える空間をつくり出します。

#### (3) 生活基盤の充実

生活に必要な不可欠な水道や下水道、身近な道路などの基盤の質を高め、安心して快適に生活できる環境を整えます。



## 〔主要施策〕

### (1) 彩りのあるまちづくり

#### 快適な住環境の形成

誰もが安心して暮らせる快適な住環境の実現のため、良好な住宅整備などを進め、あわせて市民の主体的な参加による快適な住環境実現のための計画・ルールづくり・まちづくり支援を推進します。また、空地や空家が増加している斜面住宅地などでは、住環境を保全するための対策を検討します。

#### 定住促進や地域活性化のための環境づくり

「住んでみたい、住み続けたい、もう一度住みたい」人たちを増やすため、Uターン、Iターン、Jターンなど、多様なニーズに応じた情報提供や良質な住まいの取得・改善などの環境づくりを進めます。また、市街化調整区域の既存集落では、農を活用するなど、地域の魅力を活かした定住の促進を図ります。

#### まち美化活動の拡充

市民や企業、学校など、全市的なまち美化への機運を高め、地域や職場、学校などのさまざまな単位で、道路や公園、空港、主要駅周辺、繁華街、河川などにおけるまち美化活動を広げていきます。

#### 市民のモラル・マナーの向上

モラル・マナーアップ関連条例をもとに、路上喫煙や落書き、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などの迷惑行為を防止するとともに、市民のモラル・マナーのさらなる向上を図るため、広報・啓発活動を進めます。

### (2) うるおいのある空間づくり

#### 魅力ある生活空間づくり

子育て、健康づくり、地域づくりなど地域のニーズに応じた魅力ある公園づくりを進めます。また、市民、企業などの幅広い参加により、花と緑の並木通りの整備、歩行者空間や公園等の街角の花壇整備などを進めます。

#### 風格のある都市景観づくり

市民、企業、行政などが一体となって、建築物や屋外広告物の規制やデザイン向上などに取り組む新たな景観制度を構築し、風格のある都市景観づくりを進めます。

#### 市民に親しまれる水際線・農山村風景づくり

長い海岸線を活用し、海や川などの自然環境とふれ合え、親水空間を楽しめる水際線づくりを進めます。また、田や畑、小川、里山などの豊かな空間を保ち、心やすらぐ農山村風景づくりを進めます。

### (3) 生活基盤の充実

#### 安全で安定しておいしく飲める水道の整備

安心しておいしく飲める水を供給するため、水源から蛇口に至る一体的な水質管理を行い、安定的に良質な水を確保する水道の構築を進めます。

### 安心して通行できる身近な道路の整備

日常生活の中で、高齢者や子どもなどが安心して通行できるよう、歩行者や自転車空間の確保、街路灯の整備、通学路の安全対策、道路のバリアフリー化を進めます。

### 快適で良質な生活環境をつくる下水道の整備

市民に、より快適で質の高い暮らしを提供するため、分流式下水道区域の拡大や先進的な処理方式の導入など、良好な水環境の創造に向け、下水道の整備を進めます。

### 高度情報社会への対応

仕事や子育てが多忙な世代や外出が困難な高齢者などの利便性を向上させるため、電子申請システムの利用促進やインターネットを通じて、身近な生活情報サービスを提供する地域ポータル  
の整備を進めます。あわせて、情報通信機器を使いこなせない高齢者などへの対応も配慮します。

## 2 生活に根つき、誇れる文化・スポーツの振興

### 〔現状と課題〕

心豊かで、健康的な暮らしには、文化やスポーツが欠かせません。

各地には、伝統的な祭りや食文化などの豊かな地域文化が残っているほか、近代化遺産などが点在しています。これらを、市民共有の財産として、守り、後世に伝えていくことが大切です。

また、本市はこれまで芥川賞作家や直木賞作家をはじめとして、国内はもとより世界の舞台で活躍する音楽家や漫画家など芸術・文化の分野で多くの人材を輩出してきました。

現在、北九州芸術劇場、響ホール、美術館、松本清張記念館、文学館をはじめとして、質の高さを求める市民のニーズに対応できる文化施設が整備され、市外からも多数の来場者を集めています。北九州芸術祭や各区の文化祭などの市民の文化活動も盛んに行われ、また、本市を拠点に活動する芸術家が増えてきています。引き続き、市民が芸術・文化にふれ、芸術・文化活動を担う機会を増やすとともに、市内外から芸術家が集まり、育つまちづくりを進めていく必要があります。

一方、スポーツにおいても企業スポーツが盛んであったこともあり、陸上、水泳、バレー、サッカーなどの各種目において、オリンピック選手などの多数の日本を代表するスポーツ選手・チームを生み出してきました。

しかしながら、小・中学生の体力は、全国平均を下回っており、体力向上の取組みが求められています。また、高齢者の元気づくりや中高年のメタボリックシンドローム対策、医療費削減の観点からも、あらゆる世代が日常的に体を動かし、スポーツに親しめる環境をつくることが重要です。

市民が一丸となって育んでいくスポーツチーム等への支援や、全国・国際規模の大会誘致など、スポーツ振興によるにぎわいの創出なども必要です。

### 〔取組みの方針〕

#### (1) 地域文化の保存・継承

近代化遺産などの文化財や伝統的な祭り、地域に伝わる食文化などについて、市民、企業、行政などが力を合わせて保存・継承し、まちづくりに活かします。

#### (2) 芸術・文化の振興

発信力が高い芸術・文化の振興を図るとともに、市民が芸術・文化に接する機会を拡大し、市民による芸術文化活動を支援するなど、文化振興を市民が一体となって進めます。今後、芸術・文化の振興を推進するための施策を計画的に行っていきます。

#### (3) スポーツの振興

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、全国・国際規模の大会の開催や、市民が一丸となれるシンボルチームの支援などにより、まちのにぎわいを創出します。

### 〔主要施策〕

#### (1) 地域文化の保存・継承

##### 近代化遺産などの文化財の保存・継承

近代化遺産などの有形の文化財を市民共通の財産として、市民、企業、行政などが連携して保存・継承します。

## 地域における伝統文化の発掘・継承

地域に根ざした固有の食文化や祭り、伝統芸能などの伝統文化を発掘し、子どもたちに伝えるなど後世に継承します。

## (2) 芸術・文化の振興

### 発信力の高い芸術・文化の振興

音楽、美術、演劇、漫画などの幅広い分野で、地域の芸術・文化のけん引力となる、北九州市発で発信力の高い芸術・文化の振興を図ります。

### 市民の芸術・文化活動の促進

子どもから高齢者まで、幅広い市民がさまざまな芸術・文化活動に参加する、生活に根ざした文化の振興について、市民や企業、行政が協力し合いながら支えます。

### 市民が芸術・文化に接する機会の拡大

北九州芸術劇場、響ホール、美術館、市民や企業が保有する絵画の展示などの活動を通じ、市民が日常生活の中で多様な芸術・文化に接し、芸術・文化活動をしている人たちと交流できる機会を拡大します。また、地元ゆかりの漫画家とその作品を中心に漫画の魅力を幅広い世代に伝える拠点施設を整備します。

### 芸術・文化の担い手の育成

子どもの豊かな心や感性・創造性を育むため、子どもたちが身近に伝統文化や芸術・文化にふれる機会を充実させるとともに、芸術文化活動を自ら行う人や、コーディネートする人、鑑賞者など、幅広い芸術・文化の担い手を育成します。

### 芸術・文化によるまちづくり

芸術・文化を担う市民やアーティスト・クリエイターが集まる環境の整備を進めるとともに、芸術・文化の持つ力を、地域経済、教育、福祉、コミュニケーション形成などに活かし、創造的なまちづくりを進めます。

## (3) スポーツの振興

### 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり

市民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、高齢者スポーツや障害者スポーツなどの振興、さまざまなスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブの育成、市民参加型のスポーツイベント・大会の開催などに取り組みます。また、シティマラソンの開催の可能性を検討します。

### スポーツを通じたにぎわいづくり

市のシンボルチームとしての「ニューウェーブ北九州」などの育成、全国・国際規模の大会の誘致・開催などにより、市内外から多くの人を呼び込みます。

### スポーツ施設の整備

多目的な利用が可能な広場など、身近なスポーツ施設の充実を図るとともに、施設の建て替えや新設を行う際には、すでに集積がある地区へ統廃合を進めることにより、その地区の中核性を高めるとともに付帯設備を確保することを検討します。また、国際規模の大会やプロスポーツの試合の開催が可能な高規格施設については、優先度の高い球技場や市民球場などの整備を検討します。あわせて、障害者スポーツセンターの再整備の検討を進めます。

### 3 活発な市民活動を促進する環境づくり

#### 〔現状と課題〕

防犯・防災、高齢者の見守り、子育て、まち美化など、地域のさまざまな課題に対応していくためには、これまでの行政主導から脱却し、市民自らがまちづくりに主体的に関わっていくことが大切です。また、わがまちをより良くするために市民が活動することは、生活の充実感を生み、まちに対する自信や誇り、愛着を持つことにもつながります。

本市では、小学校区を地域活動の基本単位としてとらえていますが、日常の暮らしの中で人と人のつながりを持ち、地域活動の中心的役割を果たしているのは、自治会・町内会のような小さな単位です。その自治会・町内会では加入率の低下や高齢化が進み、地域活動を支える人たちに負担がかかっており、コミュニティ機能の低下が懸念されています。また、地域に密着した防災機関である消防団でも、サラリーマン団員の増加や団員数の減少が進んでいます。地域活動の担い手として、企業などで働く父親の地域回帰が求められるようになってきました。住民主体のまちづくりを進めるためには、市民やNPO、企業などの幅広い協力と参画を得ながら地域の課題を地域で解決できる仕組みの充実を支援し、市民センターをはじめ地域コミュニティ施設の効果的な活用について検討する必要があります。

また、さまざまな分野で活動するNPOやボランティアなどに対し、情報提供や窓口の整備、資金の提供など、活動を支援し、促進する仕組みづくりが求められています。

行政においては、市民との協働によるまちづくりに対応した仕事の進め方、体制を整備する必要があります。また、厳しい社会・財政状況のなか、行政の力を高めるため、一層の効率的な行政運営に努めなければなりません。

#### 〔取組みの方針〕

##### (1) 地域活動の促進

地域のことはまず地域で考え、解決するという地域の主体的な活動を促進し、その活動を区や市レベルで支える仕組みをつくります。

##### (2) NPO・ボランティア活動の促進

まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの活動を促進します。

##### (3) 多様な地域主体と行政との協働促進

市民や地域団体、NPO、企業、研究機関などの多様な地域主体と行政が、協働してまちづくりを進めるための仕組みを整えます。

## 〔主要施策〕

### (1) 地域活動の促進

#### 市民主体の地域づくりの促進

地域総括補助金の拡充などにより、まちづくり協議会を中心としたネットワークを構築し、まちづくり協議会が相互に情報を共有し交流できる場を設けるなど、区・市レベルで支える地域づくりを進めます。また、自治会・町内会への加入率の向上や自治会・町内会単位での支え合いの活動を支援します。

#### 地域コミュニティ施設の活用・運営

地域づくりの中核施設としての市民センターの機能を強化し、年長者いこいの家、つどいの家などの地域コミュニティ施設とも連携しながら、効果的に活用・運営します。

### (2) NPO・ボランティア活動の促進

#### NPO・ボランティア活動の支援

NPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、情報提供や相談窓口を充実するとともに、NPOがNPOを支える仕組みづくりや市民による財政支援の仕組みづくりについて検討します。

#### NPO、企業、研究機関などとの連携の構築

NPOが、他のNPOや地域団体、企業、研究機関などと交流し、連携するための場づくりを進めます。

### (3) 多様な地域主体と行政との協働促進

#### 市民参画と協働のための仕組みづくり

市民のまちづくりへの参画と協働のための基本的な枠組みとなる自治基本条例を制定します。また、地域団体やNPO、企業などがまちづくりへ参画するための制度や協議の場などを整えます。

#### 市民との協働を推進できる市役所づくり

市民と協働して組織横断的にまちづくりを進めるため、情報公開を進めるとともに、市民の参画や協働をコーディネートする組織や区の機能強化などの体制を整えます。また、市職員の地域活動への積極的な参加のための仕組みについても検討します。

#### 企業の地域活動への参画促進

企業の地域活動への参画を促進するため、従業員の地域・ボランティア活動への参加促進にもつながるワーク・ライフ・バランスに優れた実績を持つ企業を表彰・PRします。あわせて、市の業者登録や公共工事の入札の一部においても、子育て支援や男女共同参画、障害者雇用、環境配慮など、企業の社会的責任・社会貢献を考慮します。

#### 行政経営改革の推進

市民サービスの向上や市役所運営の効率化をより一層進めるため、市民生活と直結した区役所のワンストップサービス化や、市職員の人材育成、政策評価システムの構築などに取り組みます。また、選択と集中による財源配分や事務事業の見直しなどを通じ、行財政改革を進めます。